

令和2年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和2年9月17日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	藤川	芳人	水産振興室長	砂本	進
財政課長	石田	寛弥	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	濱田	勉	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	里恵子	社会教育課長	野津	千秋
福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
保健課長	井上	朋張	五箇支所長	灘	進
環境課長	原	秀人	都万支所長	高梨	勇光
商工観光課長補佐	池本	繁樹	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 議員提出議案の題目

- 発委第 4 号 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書
発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方
税財源の確保を求める意見書
発議第 2 号 前田芳樹議員に対する問責決議

議事の経過

○議長（米澤 壽重）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9 時 3 0 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9 時 3 0 分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 0 時 3 5 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 0 時 3 5 分 ）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第 82 号から議第 89 号までの補正予算案、条例関係と契約の締結等 19 件、認定第 1 号から認定第 13 号までの決算認定についての 13 件、及び要望 4 件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12 番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の 8 月 26 日、27 日、31 日と、会期中の 9 月 10 日、11 日、14 日、16 日の 7 日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について審査したので、

その審査の経過並び結果について報告をいたします。

付託案件は、議第 82 号「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 6 号)」並びに、各特別会計補正予算 7 件と、議第 92 号「隠岐の島町訪問看護ステーション設置及び管理条例等の一部を改正する条例」など 3 件、議第 99 号「物品購入契約の締結について〔小型ガス式フライヤー一式購入〕」1 件、及び、認定第 1 号「令和元年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか、各特別会計歳入歳出決算の認定についてなど 10 件と、議会初日に付託されました要望第 4 号「隠岐の島町国民健康保険五箇診療所常勤医師の配置について」など要望案件 2 件を含め、合計で 23 件であります。

はじめに、審査の結果についてであります。一般会計及び各特別会計補正予算、条例等の一部改正、物品購入契約の締結についての 11 件については全会一致で「可決すべし」とし、認定案件 10 件についても全会一致で「認定すべし」といたしました。また、要望第 4 号は全会一致で「採択すべし」とし、要望第 5 号は反対多数で「不採択すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見・指摘事項等について申し上げます。

条例等の一部改正、物品購入契約については、特に意見・指摘事項はございませんでした。

一般会計補正予算の「教育費」についてであります。各学校の改修修繕費が計上されております。

担当課からの説明では、「老朽化し、サビが出て危険であり修繕したい。」とのことでありますが、提出されている資料を見ても分かるように、委員からも「資料を見ても、昨日・今日、発生したものではないのではないか。」「補正予算として対応する事案ではない。当初予算で計上すべきではないか。」等の指摘・意見がありました。

当委員会としては、補正予算で対応するような事案ではありませんが児童・生徒の安全を考慮して「承認」することといたしました。今後は、当初予算編成時にしっかりと調査をし、学校施設の整備は最優先して積極的に取り組むよう指摘したところであります。

次に、「一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。

はじめに、税料金の徴収実績と滞納整理の取り組み状況についてであります。現年分の収納率は 97.6%(前年比 0.3%増)、滞納繰越分の収納率は 37.0%(7.6%増)となっており、全体の収納率は、法人税・上水道料では多少の収納率の減少はあるものの、全体では 93.5%と前年度と比較をして 1.7%増となっており、一定の目標を達成したとのことでございます。

担当課では、今まで以上の収納率を確保するため専門研修を開催するなど、担当職員の資質向上を図っています。さらに、所管課がしっかりと対応することを求めながら、徴収班の

編成や時間外窓口を開設して納付の機会を拡充したり、口座振替を推奨するなど、積極的に取り組んできたことが収納率の向上に繋がったとのことであります。当委員会として大いに評価するものであります。引き続き、公平性確保のためにも更に努力し、収納率の向上を図るよう要望いたしました。

次に、「隠岐の島町教育文化振興財団について」であります。

財団では、以前から職員の処遇改善(特に賃金)が求められておりましたが、未だに改善は進んでないとの報告がありました。

国では、同一労働・同一賃金の施策に取り組み、地方自治体で働く臨時職員については「会計年度任用職員制度」として処遇改善を行うことにしており、本町でもこれに準じて改善を行ってきております。

もちろん、それぞれの団体が営業努力をし、これらの財源を確保すべきとは思いますが、文化会館、図書館、体育館等は町民の教育・体育・文化の振興を担う施設であり、営業収入を上げるにも限度がございます。職員の処遇改善のための財源は指定管理料で対応すべきであり、早急に対応するよう要望しておきたいと思っております。

次に、「中央公民館等、各公民館の活動について」であります。事業の実績については、各事業の写真も多く添付され、担当課長からは詳細な説明を受け、各公民館で努力していることは理解したところでありますが、提出された資料にはほとんど記述がございませんでした。誰が資料を見ても、その事業実績の概要が理解できるように、今後はしっかりと記述するよう指摘したところでございます。

次に、「要望案件について」であります。

まず、要望第4号の五箇地区区長会会長 藤田 司氏ほか11名から提出された「五箇診療所常勤医師の配置についての要望書」についてであります。要望の趣旨は、早急に五箇診療所への常勤医師の配置を求めるものであります。

五箇診療所への医師招へいについては、当委員会でも昨年9月議会、12月議会の委員長報告で担当課長一人に任せるのではなく、専門部署を設置して県や関係機関と連携して取り組むこと。町民の生命と健康を守る首長としての姿勢が問われるとまで、厳しく指摘要望してまいりました。

医師招へいは一朝一夕には困難とは思いますが、町民の皆様から「要望書」が提出されるようなことがないよう真剣に取り組んでいただくよう改めて要望しておきたいと思っております。

以上のことから、本要望書は理解できるものであり、全会一致で「採択すべし」といたし

ました。

次に、要望第5号の隠岐の島町経済六団体協議会代表 横地 龍男氏から提出された「隠岐の島町議会議員の定数削減に関する要望書」についてであります。要望の趣旨は、議員定数削減について民間の方を含んだ第三者委員会、審議会等で協議し、次回の議会議員選挙に反映できるよう取り組んでいただきたいというものであります。

本町議会議員の定数・報酬のあり方については、全国的な議員のなり手不足等の状況を踏まえ、次回の町議会議員選挙を想定して当議会でも平成30年5月に「議会改革特別委員会」を設置し、先進地視察も行いながら慎重に検討、協議を行い、令和元年12月定例議会において議会改革特別委員会が最終報告で一定の方向性を示し、町民の皆様や町執行部に対してご理解をいただくようお願いしており、併せて、「隠岐の島町特別職報酬等審議会」の早期開催を要請してきたところであります。

要望の趣旨は、先ほども申し上げましたように、議員定数削減について民間の方を含んだ第三者委員会、審議会等で協議するようにとのことではありますが、本町では、隠岐の島町特別職報酬等審議会条例により第三者を含めた審議会が設置されております。

審議会は委員7名をもって組織し、その委員は隠岐の島町の区域内的の団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、町長が委嘱し、町長の諮問に応じ審議会の意見を聞くこととしております。

本町議会でも、議会改革特別委員会報告のとおり一定の結論も出ており、議員定数削減について協議する必要性もなく、反対多数で「不採択すべし」といたしました。

最後に、所管の調査事項についてであります。これからの防災対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、台風9号、台風10号が発生し、3日間にわたり大雨警報・土砂災害警報が発令される中、町民の皆様には「避難勧告」が発令され300人余りの町民の皆さんが避難所に避難するなど、本町にも多大な災害が発生いたしました。

近年の災害は、地球規模で想定外の大災害が発生しており、高齢化が進んでいる本町においては町民の生命・財産を守るため最重要課題となっております。また、今回のような感染症発生時の避難所のあり方も再検討する必要があると考えます。

執行部におかれましては、早急に「防災計画」の見直しに着手するよう、強く要望しておきたいと思っております。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告といたしますが、所管の調査事項につきましては

議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（米澤 壽重）

次に、産業建設常任委員長 6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は議会閉会中の8月27日、28日、31日、会期中の9月10日、11日、14日、15日、16日の8日間開催し、今定例会で付託されました付託案件並びに調査事項について調査いたしましたので、調査の経過並びに結果について報告いたします。

議第82号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」及び議第87号「令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の2件、工事請負契約の2件、条例改正5件、「令和元年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び「各特別会計等の歳入歳出決算の認定について」の4件と、議会初日に付託された要望2件、計15件であります。

始めに、審査の結果について報告いたします。

「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」並びに特別会計補正予算、工事請負契約、条例改正の議案は全会一致で「可決すべし」といたしました。

また、「令和元年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定」及び「各特別会計の歳入歳出決算の認定について」も全会一致で「認定すべし」といたしました。

なお、要望第6号「新型コロナウイルス感染症に起因する影響で大幅な減収が見込まれる交通事業者への経営安定支援に関する要望」及び要望第7号「西郷中学校北側法面整備に係る要望」については、全会一致で「採択すべし」といたしました。

なお、6月に提出のあった要望第1号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援について」は「継続審査」といたしました。

続いて、審査の経過及び主な意見・指摘事項について報告を申し上げます。

議第82号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」の商工費「新型コロナウイルス対策商工業者支援事業」の事業継続・緊急雇用維持助成金について、委員から「事業継続名目の助成金だが、事業者が廃業した場合の助成金の取り扱いはどうなるか。」との質問がありました。執行部からは「助成金を交付する段階で要綱の説明をしており、要綱に従って清算の手続きを取ることになる。年度内には手続きを行う。」との説明がありました。委員

会からは、国からの「臨時交付金」に財源組み換えしたこともあり、適切なタイミングで手続きを行うよう関係各課と協議すべきと指摘いたしました。

次に、議第 91 号「隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について」、条例内の別表に表記されていた運搬車両及び飼料生産機械を削除するものであります。事前の委員会での説明では、別表から削除する機器については規約を以て管理するとの説明はあったものの、その規約が定められておりませんでした。委員会からの指摘を受け、その後には規約は示されましたが、条例改正で管理方法が変わる場合は、その管理規約などもきちんと定めた上で議会に提案すべきであると強く指摘いたしました。

続きまして、認定第 1 号「令和元年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「各特別会計歳入歳出決算の認定」について申し上げます。

総務管理費「ふるさと納税事業」は、令和元年度の年度途中から業務委託を行っているが、委託料を差し引くと業務委託した効果があったとは言えません。コロナ禍の中で巣ごもり需要が高まっており、しっかりと PR をして寄付していただく人に情報が届くよう努力すべきであると指摘いたしました。

都市計画費「都市公園再編事業」については、大型の滑り台などが設置されており、使用方法について利用者への周知を徹底すること、また維持管理の方法など利用が始まるまでに管理者と協議を進めるように指摘いたしました。

観光費「都万地区観光施設管理運営事業」について、一部の指定管理施設において営業しているのか営業していないのか分からない状態にあります。指定管理料を支払っている以上、指定管理者と協議し町民の皆さんが利用しやすい環境にするよう指摘いたしました。

社会教育費「ジオパーク中核・拠点施設整備事業」は、施設の完成が近づいている中で、施設利用の数値目標の設定や他の観光施設などとの面的な連携を検討し、オープン後に施設が最大限有効活用されるようにすべきと指摘いたしました。

続きまして、要望案件についてであります。

要望第 6 号「新型コロナウイルス感染症に起因する影響で大幅な減収が見込まれる交通事業者への経営安定支援に関する要望」については、新型コロナ問題での交通事業者の影響は大きく、雇用の確保等の支援は必要であることから全会一致で「採択すべし」といたしました。ただし、要望書の体裁については賛同者の署名や訂正箇所など問題があったので気を付けていただきたいです。

要望第 7 号「西郷中学校北側法面整備に係る要望」についてであります。

要望のあった西郷中学校北側法面の現場を確認したところ急傾斜の法面に対し、民家が非常に近くに設置されており、また学校敷地内の排水路などの整備も十分とは言えませんでした。本年8月7日の豪雨で発生した西郷中学校法面の崩壊と同程度の災害が発生した場合、非常に大きな被害が予測されるため、全会一致で「採択すべし」といたしました。

要望第1号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援について」は、検討に必要な資料の提出が遅れており審査ができないため、引き続き「継続審査」といたしました。

続きまして、所管の調査事項について報告をいたします。

本年8月7日に発生した豪雨災害について、関係各課から被害状況及び対応状況についての報告を受けました。緊急的に必要な予算措置は8月末日での専決処分に対応し、災害箇所についても国の災害査定が10月に控えているものの復旧が急がれるものについては、順次対応しているとのことであります。台風のシーズンを控え被害が拡大しないように対応し、また生活道路や観光名所へつながる道路などでの通行止めについては、町民や来島者に対して分かりやすい情報提供とするよう、委員会として指摘いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

なお、所管の調査事項は、議会閉会中も継続して調査、研究をいたします。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第82号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」から、認定第13号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの32件、並びに本日の議事日程第1で行いました「委員長報告」を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に、討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3 . 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、町長提出議案の議第 82 号「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 6 号)」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 82 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 83 号「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)」から議第 89 号「令和 2 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 1 号)」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 83 号から議第 89 号までの 7 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 90 号「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から、議第 100 号「工事請負契約の締結について〔あいらんどパークホテル屋根・外壁他改修工事〕」までの 11 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 90 号から議第 100 号までの 11 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第 1 号から諮問第 3 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ

て」の3件を採決します。

本案をお手元に配付した意見のとおり「答申」することに賛成の方は起立願います

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに決定しました。

次に、認定第1号「令和元年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの13件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第1号から認定第13号までの13件は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

次に、要望第4号「隠岐の島町国民健康保険五箇診療所常勤医師の配置について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第4号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、要望第5号「隠岐の島町議会議員の定数削減に関する要望」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「不採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、要望第5号は委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定しました。

次に、要望第6号「新型コロナウイルス感染症に起因する影響で大幅な減収が見込まれる交通事業者への経営安定支援に関する要望」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第6号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、要望第7号「西郷中学校北側法面整備に係る要望」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第7号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり3件の議案が議員提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので議題といたします。

始めに、発委第4号「国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書」について行います。

「提案理由の説明」を行います。

提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、発委第4号「国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、地方創生を力強く進める前提となる社会資本整備を推進するため、6項目の事項を実施されるよう強く要望するため意見書を次の提出先に提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣であります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第4号の「質疑」を行います。

質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行ないます。

討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行ないます。

採決は起立によって行ないます。

発委第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立 全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発委第4号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について行います。

「提案理由の説明」を行います。

提出者から「提案理由の説明」を求めます。

12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

それでは、発議第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について、提案理由の説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしております。これについて、町では財源確保が困難な状況になっているということでございまして、次の5点について要望するものでございます。

要望先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、以上でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第1号の「質疑」を行います。

質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行ないます。

討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行ないます。

採決は起立によって行ないます。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第2号「前田芳樹議員に対する問責決議」について行います。

地方自治法第117条の規定により、前田芳樹議員の退席を求めます。

（ 前田芳樹議員退席 ）

「提案理由の説明」を行います。

提出者から「提案理由の説明」を求めます。

2番：村上謙武議員

○2番（村上謙武）

それでは、発議第2号「前田芳樹議員に対する問責決議」の提案理由について、ご説明いたします。

この度、「問責決議案」を提出するに至った理由ではありますが、本年6月と8月に隠岐の島町漁業集落から議会に提出された前田芳樹議員に対する二度にわたる「意見書」の内容と、前田議員から議会に対して提出された「漁業集落から提出された文書に対する事実経過説明書」等に基づいた弁明、謝罪文の内容等について総合的に判断した結果、明らかに地方議員としての責務に反する行為が認められること。そして、議会に対する不正確な説明や議会の意思

を軽視する不誠実な対応があったことに対して、前田議員に対する問責を決議することは、議会として止むを得ない対応であり、また町民の代表機関である議会が信用と信頼を維持していくうえで、毅然とした対応を執るべきであるとの理由からであります。

議会は6月17日に漁業集落から送付された「意見書」の内容と、それに対する前田議員の「弁明」に基づいて事実確認を行い、そのうえで明らかに議員として看過できない不適正な行為を指摘し、議長は前田議員に対して関係者への誠意ある謝罪を速やかに行い、自己に対しても真摯のある反省を促す厳重注意を行いました。しかし、穏便な問題収束を期待した議会の思いは、残念ながら前田議員には通じることはなく、その後の審議、誠実に反する前田議員の言動が、一部町民関係者のさらなる強い憤りと不信感を生じさせる結果を招くこととなったことは誠に残念なことであります。

また、前田議員が議会に対して提出した「事実経過説明書」の内容に関しても、思い込みや不正確な記述が多々見られ、議会に対しても信頼を損ねる不誠実な対応をとったことは議員として大いに反省すべきことであります。町民や議会に対してこのような遺憾な事態を引き起こした主たる要因が、不誠実で自分本位の考え方に基づく前田議員の言動が招いたものであると判断せざるを得ず、前田議員に対して今一度、議員の職責を重く受け止めたうえで、改めて関係者への誠実なる謝罪と猛省を求める旨の「問責決議」を提出する次第であります。以上です。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、前田議員から本件について弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許可することに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、前田芳樹議員の弁明を許可することに決定しました。

前田芳樹議員の入場を許可します。

（ 前田 芳樹 議員 入 場 ）

前田芳樹議員に弁明を許可します。

9番：前田 芳樹 議員

○9番（前田 芳樹）

私的なことで議員各位に必要なないご迷惑をお掛けしていることは大変申し訳なく、真摯に反省をし、深くお詫びを申し上げます。

ただ、今回の私に対する「問責決議案」には事実とは大きく異なる部分が見受けられますので、議員各位にはご迷惑なことながら、今少し触れさせていただきたく存じます。

議案提出の理由の中で、「令和元年7月13日時点では、前田議員からA氏への漁船貸与に関する説明はほとんどなく、一連の行為はA氏を欺く行為であったと追及されても仕方のない行為である。」と推察できるとしてはいますが、事実はまったく違います。

その時の経過の詳細は、昨日配付させていただきました資料のとおりでございます。借主であった親戚のA氏には、船を見に行く道中の車の中で、この船に関する経過事情を繰り返し説明し、本人は借り手になることを承諾していました。

そもそも、元の所有者であったB氏が自分の船を漁業集落の西郷中央に売ったが、この1年半の間の維持管理を西郷中央がしてくれずに、もう廃船にする、そこへ繋いでおけ、Bさんが好きにすればいいなどと言って、まったく相手にしてくれなくて仕方なく自分で管理をして疲れ果てて困り、何とかしてくれないかと、私に借り手になってくれないかと懇願されたことからでした。私は議会議員という立場ではとても無理ですと断りました。しかし、なおもB氏が何とかしてくれないかと繰り返すので、親戚に船を探していた者がいたから紹介してみますか、となった次第でございました。本人が船を見て気に入ればいいし、駄目なら止めればいいし、もし気に入れば借り手になれることも説明して本人は承諾していました。

昨日配付いたしました、令和2年7月21日のA氏の陳述書、これは私が居ない所で聴取されたものでありますが、これには、「自分で使いたいと考えて久見港まで自分が運転して持ち帰りました。」とあります。私がA氏を欺いたとする「問責決議案」とは全く異なる事実が記載されています。

令和元年7月24日に漁業集落西郷中央の役員会が開催されて、参加者14人の前で改めて西郷中央代表C氏とA氏との間で正式な「無償貸借契約書」が取り交わされておりました。A氏は自分で署名をして借主になっていました。その直後の令和元年7月26日に借受人のA氏へ嫌がらせがあって、借主のA氏は嫌気がして7月26日に西郷中央のC氏に自分で直接返上しています。7月29日に私からもB氏に返上することを伝えてほしいと言ってきました。私は昨年7月30日にB氏に返上することを伝え、全て〔白紙撤回〕してあったことです。

私は令和2年6月26日付の議長からの厳重注意と促しには、全て真摯に指示どおりに対応してきたつもりでございます。議会に「謝罪文」を提出し、7月17日には漁業集落を訪問

して、拘るべきではなかったことに拘ったことに陳謝し、A氏にも陳謝をいたしました。7月17日に漁業集落を訪問した時に、私が議員だけの全員協議会に提出していた「事実経過説明書」に関して、日付、固有名、JFしまねに関する部分などの削除訂正要求がありました。また、今日の陳謝は受け付けない、後日に再度謝れなどの要求もありました。日付の誤りの訂正と受け入れられる範囲の削除をして、議会に「訂正文」を提出することで合意をこの時はいたしました。

7月29日の協議で、8月3日に再度訪問することになり、文書の確認と訂正をするよう議長からの指示を受けましたので、漁業集落へ2度目の訪問をし、そこでは詰問と削除要求を受けました。

漁業集落全体での意思と行動ではなく少数特定の7人での行動に感じられたこと、そして議員だけの全員協議会に提出した文書を議長も議会事務局も渡していないのに入手をして、外部の者が一方的に訂正削除を求めていることに不自然さを感じ、私は包み隠さず事実を言っているだけのことであるからこれ以上の削除要求には応じられない、と更なる削除要求は断りました。

漁業集落が令和2年6月17日に議会に提出した「議会对応について」という文書には事実とそぐわない間違い箇所が多くありますが、これの訂正を私はあえて求めていません。協議するというような常識的な場ではありませんでした。

ただ、結果として双方がそれぞれ議会に、私の説明書に対する「訂正文」を提出することになりました。私は8月20日に要求された部分の削除訂正をしたものを議会に提出いたしました。漁業集落は議会に提出する約束の「訂正文」を好き勝手に手を加えて、8月28日に島中の漁業集落構成員927人と各議員に郵送して、私に対する取り返しのつかない名誉毀損行為をしています。漁業集落の事務局は役場本庁内にあるのに、その郵便物は加茂の個人宅から発送されており、不自然なことでありました。

最後になりますが、御承知のとおり、議会には議場外での私人間の紛争に介入したり、その事実認定をしたり、法的責任の判断を行うような司法権はありません。

また、誹謗中傷、名誉毀損を目的にするような議会の権限を越える対処を求める「意見書」に対しては、議会は毅然たる態度を取っていただきたいと願わずにはられません。

一方の当事者から提出された書類のみを信じ込み、その資料のみで判断をし、私の人格を否定し、名誉毀損となる箇所が随所に見受けられる今回の「問責決議案」は到底容認できるものではありません。議会を職権の及ばない事柄をもって、事実とは違うように拡散流布す

ることは私に対する名誉毀損になります。良識を欠き、特定の団体を利する今回の「問責決議案」は許容範囲を超えていると思料します。

議員各位におかれましては、「問責決議」を議会で決議することの重大さをご理解いただきまして、賢明なご判断をお願いいたします。

以上といたします。

○議長（米澤 壽重）

ここで、前田芳樹議員の退席を求めます、

（ 前田 芳樹 議員 退 席 ）

発議第2号について、「質疑」を行います。

質疑はありますか。

6番：西尾幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

先ほどの前田議員の弁明について、今回提出された「問責決議」の内容とまったく関係ないような事項も含まれていたのですが、これの取り扱いについてはどのようにするんですか。

先ほどの前田議員の発言については、「議事録」の方に残るような形になると思うのですが、そこについての協議が必要ではないかと感じますが。

○議長（米澤 壽重）

その協議と言いますと、要するに内容について。

○6番（西尾 幸太郎）

今回の問責に関する、全然関係のない内容を前田さんが公の場で一方的にしゃべっているわけなので、その内容の取り扱いをどのようにするのか。そのまま載せるという話でよろしいのですか。

○議長（米澤 壽重）

どうでしょうか。

これは取り方だと思うのですが、弁明として一応、内容はともかくも彼の弁明を認めておりますので、後は皆さんの判断だと思います。確かに、言われるような指摘される部分はあったと思いますが、きちんと議員の皆さんが判断していただくということでよろしいのではないかと思います。

よろしいですか。他に、質疑はありませんか。

11番：石田 茂春 議員

○11番（石田茂春）

弁明でしたが、全員協議会の時に一言、「あります。」と仰っていただきました。ありがとうございます。

○議長（米澤壽重）

これについては、弁明について皆さんが認めるかどうか、それを判断して。弁明があるという前提のものではなく、前提であれば今言われたように全員協議会で、これは当然協議しなくては。まずは前田議員に内容について述べて貰わなくてはならないですが、これをお諮りして、皆さんが「認めない。」ということであれば、今のような弁明はないのです。ですから、取り扱いについてどうこう言えないと思います。

他に、質疑はありませんか。

5番：村上 三三郎 議員

○5番（村上三三郎）

実は今日、前田議員から法テラス西郷事務所の弁護士からの文書が皆さんに配られておまして、その中で、「議会には漁船の貸与契約に関与するという私人間の紛争につき介入し、事実認定、法的責任の判断を行う司法権はないので、前田氏の行動について議会での対応について必要性はなく、司法権に委ねるべきであります。」という記述があります。ですから、言うように前田氏がそういったことになれば、それは司直に任せるべきであって、議会はそれに関与することは必要ないと思います。

○議長（米澤壽重）

これは村上さんの一つのご意見であって、それについては、皆さん見解の分かれるところですので、弁護士は弁護士で法的な根拠、一般論的なことで言いますので、必ずしもそれがこれに当たるかどうかといこうとは、それぞれ皆さんが判断をしていただくということで。これはあくまでも、今日も議会で云々と言ってきたのですが、個人的なあれで配付してくださいという風に言っておりますので、一切、議会とは関係ないと私は解釈しております。

他に、質疑ないですか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

次に、「討論」を行ないます。

発議第2号を「討論」に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」 の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番 : 大江 寿 議員

○1 番 (大 江 寿)

発議第 2 号「前田芳樹議員に対する問責決議」について、賛成の立場で討論いたします。

前田議員は議場外において、住民に不安を与えるような行為をし、請願者代表が議長に面会し、議長が再三、前田議員に説明を求めたが虚偽の説明を繰り返し、反省する態度が見えません。

議長の命に従わない事は、議員として責任ある行動とはいえ、前田議員のこうした行為が住民からの隠岐の島町議会に対する不信感を増幅させているのではないのでしょうか。

本議会としては、かかる事態を重く見て前田議員に猛省を求め、議員としての自覚を強く持って責任ある行動をするよう促すため、きちんとけじめをつけてもらうため、問責決議に賛成するものであります。

聡明な議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 (米 澤 壽 重)

以上で、大江 寿議員の賛成討論を終わります。

次に、原案に反対者の発言を許します。

5 番 : 村上 三三郎 議員

○5 番 (村 上 三 三 郎)

反対討論を行います。

議会には漁船の貸与契約に関与するという私人間の紛争について、事実認定、法的責任の判断を行う司法権はないのであって、前田氏の行動について議会での対応の必要はなく、司法権に委ねるべき事項であります。

そういった判例的な事実があるとなれば、あくまでも司直の手に委ねるべきであって、議会がどうこう言う問題ではないと思います。反対いたします。

○議長 (米 澤 壽 重)

以上で、村上 三三郎議員の反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

12 番 : 高宮 陽一議員

○12番（高宮陽一）

私は、発議第2号「前田芳樹議員に対する問責決議」に賛成の立場で討論を行います。

議員は、議会という合議体の一員であり、地方自治法など関係法令に従って発言・行動することが求められていることは言うまでもありません。

本件は前田議員とある団体との関係について事実確認が行われた際、前田議員から議長に対して「提出文書に対する事実経過説明書」が提出されました。団体と前田議員との関係について、個人の問題でありどうこういうつもりはございません。

この「報告書」は、後日、本人の思い込みや憶測など不正確な記述が確認され、前田議員が議長に対して虚偽の報告をした、これは事実であります。このような行為こそが議会議員として、議会の秩序と品位保持に欠ける行為であります。

議長から嚴重注意と真摯な反省を求められても、その後の対応は目に余るものがあり、真摯な反省の姿を感じることはできません。先ほどの弁明のとおりであります。

また、弁護士から議長に対し圧力をかけるようなこういった行為こそが、おかしな行動であると、私はこのように思います。本町議会としても議会の秩序、品位保持のためにも一定の「けじめ」をつけるべき、そういったことが求められており賛成するものであります。

議員各位のご賛同をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、高宮陽一議員の賛成討論を終わります。

他に、討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

これより、「採決」を行ないます。

この採決は、起立によって行ないます。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立「多数」であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり「可決」されました。

ここで、前田芳樹議員の入場を許可します。

（前田芳樹議員 入場）

前田芳樹議員に申し上げます。

ただ今、発議第2号について採決を行い、「起立多数」により原案のとおり「可決」されました。

つきましては、前田議員におかれましては、問責決議にありますように、議員の職責を重く受け止めて、改めて関係者への誠実な謝罪と猛省を求めます。

前田芳樹議員、何か発言はありますか。

9番：前田 芳樹 議員

○9番（前田 芳樹）

議員各位には、私事で必要のないご迷惑をおかけしたことについて大変申し訳なく、この件については真摯に反省をし、重ねてお詫びを申し上げます。以上でございます。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長・特別委員長から隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 6. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって「令和2年第3回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 1 1 時 4 7 分)

以 下 余 白